

**鳥取県告示第255号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第15条第1項の規定により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会指定相談支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	倉吉市障害者地域生活支援事業所はっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	中部障害者地域生活支援センター	倉吉市山根43